

第10回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年10月6日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和4年10月6日（木） 午後1時57分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年10月6日（木） 午後4時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 松尾 茂敏 2番 内田 弘幸 4番 池田 兼三 5番 山崎 正典
6番 本田 浩 7番 草野 英治 8番 中川 實美 9番 徳永 玉義
11番 栄木 正孝 12番 鶴崎 高幸 13番 坂本 博 14番 東 康敬
15番 森崎 茂徳 16番 笠原 勝 17番 小筏 正治 18番 林田 剛
19番 馬場 保

(2)欠席者（2名）

3番 田島 真一 10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也
主事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第56号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第57号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第58号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第10号 非農地通知の発出について
- 日程第9 報告第11号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 農振重要変更(除外)に伴う意見聴取について

8 その他

午後1時57分開会

○事務局長(増富 浩彦君) 議事に入る前に議案の取下げを一つお願いいたします。

議案書3ページ、農地法第3条第1項の規定による許可申請の申請番号32番が取り下げられましたので、削除をお願いいたします。

なお、時間前ではありますけれども、議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

基盤強化法の集計計画では、栄木委員さんが関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差支えありません。また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

本日は、草野有美子委員、田島委員さんから欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しております。

会長、開会をお願いいたします。

○議長(馬場 保君) 皆さん、改めましてこんにちは。稲刈りの最中でもあり、ご多用の中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

ただいまから令和4年第10回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、13番、坂本委員、14番、東委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第9、報告第11号、非農地判断の取消についてまでの議案6件、報告2件となります。

それでは、日程第2、議案第53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第53号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号29番から31番、33番まで4件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号29番から31番です。

申請番号29番は、遠方に住んでおり耕作できないため、譲渡する案件です。

30番は、相手方の要望により譲り受ける案件、31番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号29番から31番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号29番から31番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号33番です。

申請番号33番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号33番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号33番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第53号、申請番号29番から31番と33番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第54号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号19番から20番です。詳しくは別添2を御覧ください。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号19番から20番です。

申請番号19番は、農家住宅、農業用倉庫及び通路への追認申請です。申請地は、令和4年9月2日付で農振除外が済んでおります。昭和59年に子供の成長に伴い別宅を、平成元年に居宅の増築を行いました。平成8年と15年には農業用機械の保管施設を建築しています。10ヘクタール以上の農地の集団にあることから第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続しており、居住する者の業務上必要な施設であることから、例外的に許可できる案件と思われます。また、転用目的が農業用施設であることと、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地であるため、簡易手続相当の違反案件の要件を満たしています。

申請番号20番も農業用倉庫及び稲わら置場用地への追認案件です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから第1種農地と判断しました。しかし、農地用施設であるため、例外的に、かつ、簡易手続相当の違反案件の基準を満たしていることから、許可できる案件と思われます。

申請番号19番、20番について、現地調査の結果、協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号19番から20番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。（「すいません。よかですか」と言う者あり）内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。

顛末書で採石等置場として利用し、現在に至っていますということですけど、申請機関の農業倉庫及び稲わら置場になっちゃうけど、これ採石置場として今まで使うとらしたちゅうことですかね。

○委員（9番 徳永 玉義君） これ現地、いいですか。

○議長（馬場 保君） 徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） 現地に行った状態ではちょっと置いとったかなという感じだったのですけど、事務局、その点、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

事前着工というか、パトロール中に発見されて、農業用倉庫とかを造るために砂利を持ち込んでいところで発見されたので、ずっと使っていたというわけではないようです。

○委員（9番 徳永 玉義君） これ8月のパトロールのときに発見して、こちらからちょっと追求したちゅう、そういうことがあったと思うんです。それによって追認されて、1年ちょっとやっぱりしよったでしょう。そういうことで許可せざるを得んかなという判断になったわけです。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） この場合、法人ですたいね。法人の場合と個人の場合とで何か、こういうときの法人に対しての指導とか、そういうのは個人とまた違うてやっていかすとか行きよるかとかどうか、これ事務局にお尋ねいたします。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、よかでしょうか。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局長（増富 浩彦君） 今のところ、内田委員さんが言われます法人と個人、罰金が違うだけの話で、今のところは法人も個人もこういった途中で見つけた場合はそこでストップをかけて追認できる案件やったら追認をしていく方向で、元に戻させるようなことはやっとなんとですけれども、いわすごと、法人はちょっと厳しくやってもいいのかなという考えは持っておりますので、今後、ちょっと相談をさせてもらってどういう方向に進めたほうがいいか、相談ばして決めていきたいと思っております。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） いや、ちょっと何でこういう言うかというたらの、法人の場合は、どうしてももうやりよる場合はもう、結構、広さ、面積、かれこれで扱っているものですから、普通のより追認という形でやっていくんじゃないかと、やっぱり法人には法人に対し、ある程度のやっぱり指導とかそういうことはしとかんばいかんとやなかかなと思って、ちょっと私も散見されるのが地元のほうであるものから、ちょっとその辺をよろしくお願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 分かりました。

○委員（17番 小筏 正治君） よかですか。

○議長（馬場 保君） 小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 17番、小筏です。

その現場を、発見したのは私です。今、内田委員が言っとる、もう法人でありながら、堂々とここに持ってきて何するとか、とっていたところ、分かりませんでしたので、事務局に確認してもらったら倉庫を造りたいということでありまして、法人やったらな、もうちょっと手続をするのが当然だけれども。以前やったら、そういうのは取り除きなさいとかさ、農地に戻してくださいとか、いろいろなことがありよったですたいね。だから、今回はいろいろ審議もしたわけなんですけど、農業倉庫用地だから、そこまではせずに、担当者に追認申請を上げてもらって審議をしたらどうかということに至りまして、東部では、致し方ないだろうということになったわけなんですけど。

それと、図面はどがんやったですか。何か図面とあれが、現地が違うとるよというでしょう。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

小筏委員さんがおっしゃっているのは、（発言する者あり）はい。添付資料、別添2の現地写真の3ページを御覧ください。

赤線で引いてあるところが申請地に対して、少し正方形、四角形というか、くい込んで使っているようだったので、行政書士のほうに確認をして、字図のとおり、線のとおり、必ず赤道を守って使うことで確認をしております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、内田委員、これでいいですか。

○委員（17番 小筏 正治君） 最終的に、東部のほうではいろいろ審議をして、農業施設ということでやむを得ないわけですよ。しかし、今後、注意されるようにと事務局から指導があったと思います。

○委員（2番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第54号、申請番号19番から20番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

[議案第55号の朗読]

議案書8ページ、申請番号31番から37番まで7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員(9番 徳永 玉義君) 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号31番から33番となります。

31番は、一般個人住宅への転用です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

申請番号32番も一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号33番は、太陽光発電施設用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあることから第2種農地と判断しました。

申請番号31番から33番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

それでは、申請番号31番から33番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員(17番 小筏 正治君) 関連ですけど、よかですか。この太陽光のさ、(発言する者あり) 前回、申請を受け取けたやろう。あそこはまだ着手しとらんじゃろう。それもせうにまたこっちも申請されるんか。

○事務局(藤吉 文女君) 事務局です。先々月に1回目を出したときに同じように上げる予定だったんですけど、転用者が水を流すところのことで監理課のほうに、訂正を出して、その後、「下流の方も」と言う者あり) はい。水が最後流れるところの。認定通知のほうも遅れたので、こっちの、今月あがっている分が通ったら一緒に工事をするかもしれません。

○委員(17番 小筏 正治君) 今まではね、同じ人が申請するときには、早く申請したほうが、許可がおりても手をつけずにまた次のをしとるときがあったから、ちゃんと先に上げた申請の方を、着手してくださいちゅうことがありよったですね。そういうまっとうな理由があったらね、それはもうあれですけど。

○議長（馬場 保君） 調査会長の徳永委員、何かございませんか。

○委員（9番 徳永 玉義君） この地区は、先ほど小筏委員からもあったように、発電所のメガソーラーみたいな感じになってしまうんで、やはりいろいろ、今後、トラブルがなければいいかなと思っているんですけども、大分、皆さんで審議はしたんですけどね。しかし、もう放棄地になりよるといことで、大体、山手にあったですよ、だから、放棄地になるよりもということ委員さんいろいろ意見はしたんですけど。とにかく、その辺、メガソーラーみたいに大きく地区が全部、発電所になっている。これは第2発電所になっていますけど、そのくらいの規模になってしまつとるけれども。ちょっと心配はしております。

○委員（17番 小筏 正治君） 前回のは常設で上がってきたんですか。上がって審議はもう通ったんですか。（「通ったとです」と言う者あり）やはり水のことば言われたろ。

○議長（馬場 保君） いや、水の件では話さなかったですね。今回のその案件は、明日常設の、昨年、農業会議のほうでやとるんですけど、それでも諮問するようには上げておりますので、そこはご理解願いたいと思います。

4番、池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） ちょっと写真の状況であるけど、ここに、宅地があつて、宅地の中に画をされているわけですけど、こういったものを入れたからには問題なかかどうか、ちょっと写真ではちょっと分からんもんですから。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をよろしいですか。

○委員（9番 徳永 玉義君） いいですか。徳永です。

ここは、1回住宅も火事になつとんですよ。だから、今はもう本当言えば、誰も住んどらっさんで、その倉庫の写真ですよ。だから、その人も地区外の人で、その土地もゆくゆくは吸収されていくじゃなからうかなと思うとつとですけど。もう住宅になるようなところじゃないです。倉庫のあとです。本家はもう火事になりまして焼失しておりますので。（「空き家」「空き家でもない」と言う者あり）空き家です。（発言する者あり）もう、はい。倉庫ちゅうかですね。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

実は、私もこの現地は確認に事務局と行きます。今、徳永委員、調査会長さんが申されるように、もう納屋ですもんね、あれは。

以上です。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。

今までにないぐらいに、約1町ぐらいの面積の太陽光になるわけですけど、この頃はいろいろ、雨がめっちゃくちゃひどかったりいろいろしとるんですけど、そういうことはもうちゃんと説明はあつておるんですかね。

○委員（9番 徳永 玉義君） これ小筏委員、よかですか。

○委員（17番 小筏 正治君） この件は、前回やったですか。この関係に対しては地域の人にの説明会は、2回か3回か説明があつとうとですね。（「はい」と言う者あり）そして、そのときは農水路の世話人のほうからの承諾を得て委員会もホッとしたんですよ。ほいで、ほかに何か大きな問題点はなかったですかと私もちょっと聞いたことがあるんですけど、自治会長のほうに。そういうものを地域の人たちから非常にそういうのは困るとか、難しいとか、そういう問題は出ていなかったそうです。

ただ、水の問題の加減でその農家の方に問い合わせ、結果、水利組合の代表者がありませんということで印鑑を添えてもらって。こういう素人目で見れば、ああいう図面をみればなかなかわからんところがあつとですね。水流がどのくらい要って、どのくらいのますを造ればいいのかということになるんでしょうけど。

○事務局（藤吉 文女君） はい。事務局です。（発言する者あり）はい。

最後に訂正をしたというか、転用者が訂正の指摘を受けたのは、ここの市役所の監理課に最終確認をしてもらったときに、追加で水を最後に流すところを泥にしておくのではなく、コンクリで固めるようにという指摘を受けて転用者が変更しております。そのせいで国に認定申請をするのがこっちの今回上がっているほうだけ遅れて、国の許可が出たのが先月でしたので、今回の申請に上がっています。時間雨量が100ミリに耐えるかどうかの確認を道路河川課のほうで計算をして、大丈夫だということを確認してもらっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。内田委員、よろしいですか。もうこれ以上。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。（発言する者あり）

○事務局（藤吉 文女君） 追加で申し上げますと、別添2の39ページだと、その宅地が入っていないように見えるんですけども、実際は、宅地も含めて併用するようになるので、あの宅地も一緒に使う予定だそうです。（発言する者あり）はい。宅地なので、39ページの地図では線の中に入っておりませんが、40ページのほうでは宅地も含めて線を引いております。

○委員（9番 徳永 玉義君） 宅地の地主ももう後継者もおらんで、地区が全然違う人ですから。恐らく、またあそこも一緒に開拓していくんじゃないでしょうか。

○議長（馬場 保君） 33番について、ほかご質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 申請番号34番は、宅地分譲用地への転用申請です。申請地は農振白地、愛野支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号34番については、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、34番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 調査会のときに、この写真の8ページの上のほうに資料があるんですけど、この水路の左側にハウスがあるわけですけど、そこはふつうのときも、どうかしたら水があふれるということと言いよったんですけど、その辺を調査会のときもいろいろありよったんですけど、その辺はどういうふうに監理課のほうからは。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

ハウス側は、向かって左側の写真のほうをあと1段積む。で有明川のほうに流れていくので、水が流れやすいように下側からずっと広げていくという回答がありました。（発言する者あり）
はい。流れやすいように下のほうからずっと。

○委員（2番 内田 弘幸君） そしたら、それはこれが建つ前に工事は完了させるちゅうことですかね。それは建てる前に、川幅を広げて、水が流れやすくすることなのか。建ってからのことなのか。それ、じゃあ、建ってからでしよったって始まんやろうし。ただ、そこら辺の時間差がどういうふうになっていくとか、今でもハウスのほうには流れるちゅうことであれば、ゆっくりしてやっている問題やなか気のすつとですけど。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、よかでしょうか。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局長（増富 浩彦君） 今内田委員さんからのご質問なんですけれども、調査会の日に監理課も交えて、松尾委員さんにもちょっと立会いをしてもらって、実際のところを言うてもらって、監理課の答えが、そのあふれたところ、現状を把握、実際のところ把握しとらんという話であったとですよ。要望として今、うちの藤吉が説明したとおり、ブロックば1段水止めて、とりあえずはできないかということとは投げかけてはいます。実際の話、それがこっちの家が建つ前にそればするかどうかちゅうことは、今日ちょっと確認に行っただんですけど、それは無理ということで返事を。計画は、そういう計画もあるということはもう伺っておりますのでということで返事がありました。

今有明川の話が出たんですけども、ここがあふれる原因が、その有明川の水はけの問題と直結してきますので、まずは、その有明川のほうから来年度予算を、少しではあるけど予算がついて、有明川のほうの水はけの問題ば、徐々に、こっちのここの現地辺りまで、年々、ちょっと少しずつけど、進めてくるような話ではあるみたい。実際、あふれて問題になったときに、もう1回、自治会長さんを通して正式にここの水止めを1段上げてもらえんやろうかということ、も

う1回言わんばいかんとじゃないかなというとはあります。

○委員（2番 内田 弘幸君） また、ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） ハウス側のほうはまだ農業はやっとるわけですたいね。それで、その前にそういう対策はせずに、じゃあ、そのときになって水が行ったっていったとき、その保障は、じゃあ、監理課がしてくれるんですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、よかでしょうか。

実際、今のこの家の計画が道路並みにしか上げないということで、埋立て、造成は、家ば建てるほうの造成がこの写真でいけば、水路の左側の道路並みにまでしか上げんらしかですよ。高さが。必ずしも全部が全部流れていくようにはならんやろうということなんですね、監理課の説明では。

上げたところがその道路の面と同じ高さになる。宅地の、宅地造成ばするほうが。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 4番、池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） もしこれで転用を許可した場合、さっきのような問題が生じたら、これは誰がその責任を取ってくれるかという問題も出てくると思うんですね。

そうしたときに、農業委員が農地転用の許可をしたと。それで誰の責任の問題になってくるかです。先ほど水の問題ですね。こういう場所は、いろんな条件が絡んでくるところは、やはり上げる前にもう少し事務局でもう少し精査をしながら、やはり申請を受け付けるべきじゃなかか。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。事務局、何か。

○事務局長（増富 浩彦君） 今の池田委員さんのお話ですけれども、転用者、転用事業者、今回は一社なんですけど、こっちのほうの高さ自体は、そもそもがこの水路に、水路の水はけの、水問題とは全く別の問題でということ考えてもらえんかなとは思いますが。

今内田委員が言われた、もしあふれたときにといとは、その一社の会社の転用者と市の監理課、そこの話は監理課が、オーケーを出していますんで、責任はここの水路の管理者になると思いますので、農業委員会がここを転用で許可しました。水があふれて、こっちのハウスのほうに被害が出ました。それはもう、当然、水路のほうの河川の管理者の市が責任を取るべきだと考えております。

○委員（4番 池田 兼三君） 市の監理課が責任を取るということでよかですね。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。もうあふれて被害が出たら、市の監理課の責任だと思います。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 責任の取り方の問題があるということです。それで私が質問した。

○事務局長（増富 浩彦君） 農業委員会は心配しなくてもいいとは思いますが。

○委員（4番 池田 兼三君） それは、農業委員会は心配せんでもいいという（「はい」と言う者あり）お墨つきがつかましたとそういう風に理解していますよ。（発言する者あり）（笑声）（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 皆さんご存じとは思いますが、愛野町全体が、大体、有明川の水はけの問題で、大雨が降ったときには全体的に浸かるところが、結構、多かたですね。その有明川の一番先、流れ先からやってこば、この問題が、多分、恐らく解決せんかなと思ってはおるんですけども。農業委員会からも予算をちょっと多めに県あたり、国あたりに言うて取ってくれろということはお願いはしてありますので、松尾委員さんも心配ではあらずとでしょうけど、少しずつは進んでくると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（馬場 保君） 松尾委員。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 宅地分譲で家の建つところが、上からの水が、滝のようになると。もうひどかです。（発言する者あり）

以上です。（発言する者あり）

○委員（12番 鶴崎 高幸君） それよかですか。

○議長（馬場 保君） 鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） ここは、我々調査会でも、いろいろ問題というか、そういうふうにして今みたいにいろんな意見が出たとですけども、上の運動公園が開発をされた後に、恐らく、水はけが悪くなって、水が一気に固まって流れるということになって、松尾さんたちのハウスの問題に、あふれてというふうになりよって思うとですよ。

さっき局長が言われたように、下のほうから徐々に工事をしてと言いますが、これ莫大な工事なんですよ。今一番端末からいけば、有明川の樋門のほうからせんばいかんでしょう。ほいで、その上に、今度、ここまで来るまでには大きな道路を2つ、3つまたぐんですよ。そこが全部、今、三面張りちゅうんですか。それで来とるけん、この工事をして、水はけをよくしていこうとなってきたら、本当に莫大な工事予算も必要かと思えます。

それともう1つ、この問題については、先日、愛野町の自治会長会議があったんですけども、その中で最適化推進委員の宮崎さんのほうから、この話はその会議の中で出されたんですよ。もちろん、それについて皆さん答えは出ませんが、一応、うちのほうでも指摘をされたということなんですけど。だから、できれば、同じ委員さん仲間の松尾さんところでもありますから、被害の出ないようにしてもらうのが一番ですけども、なかなかどこも難しいみたいで。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

なおですね、この案件、34番ですか、今の案件ですけど、これを明日の農業会議の諮問の中
に上げております。

ほかに何かご意見。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） さっきから言わずごと、水はけの波及は、まだ、有明川の河口付近か
らどうじゃこうじゃいうことから始めんばいかなような場所ですたいね。それを農業委員会が、そう
いう許可はできない案件じゃなかけん、許可しますよと。その前ですたいね、やっぱり、監理課にし
ろ何にしろ、そういうところをもっとやっぱり考えてもらわんことにはこれはちょっと、これは広か
ところに住宅が許可するにつれ、これはいろいろなところで農業委員会が許可したて言われると大変。
そのうち、ずっとやっぱり見てからずっと心配しておりますので、その辺だけはちゃんと農業委員会
には責任がなかですよというとは（笑声）言うてもらわんと、すぐ言わるとですよ、はっきり言う
て。よろしくをお願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。

○委員（17番 小筏 正治君） 調査の分、これについて、中部の調査会では、許可相当というよう
な感じで済んだですか。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 許可せんば、できんやろうちゅうことで。

○委員（17番 小筏 正治君） 許可できんかもしれないということで。（発言する者あり）今話を
聞いておりました。もう莫大な金がかかるというようなことです。これ転用があったばかりなんです
けど、そういう河川の工事なんかでしょうね。莫大な、金も使わにやいかんから。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それを使う。使わんと、今後は許可できんという気がする。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） これは、中部の調査会でまず現地調査をして、その後審議をする中で、
最終的には許可相当というふうな調査会長から報告があったように、問題点として、どういう問題点
かちゅう、調査会で出たかというのをここで議論をすれば、その中でこうこうで許可をしましたと。
中部はこういう形で許可をしましたという結論が出ればよかつじななですか。

ただ、中部調査会でどういう議論があったのか。反対の意見があつて、それがこういう形でク
リアをしましたという意見があるちゅうななですか。報告の中で、あるいは皆さんもこちらも現
地は見とらんわけじゃから、中部の調査会の人が一番知つとるはずやから。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 今内田委員が言いましたとおり、そういう問題が出たです。

○委員（14番 東 康敬君） 最終的にはそれでよかて、結局は許可したんじやろうけどいね。

○議長（馬場 保君） 最終的には、池田委員からこの件があつたとですけど、責任の問題ですかね。

被害があった場合。そこがどこかということで局長のほうから説明がありましたけども、そういう形で固まったみたいな状況ですし。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、よかでしょうか。まず、この案件の申請書が上がってくる段階で、監理課に排水問題、ここに13戸とアパート関係が建ちますけれども、排水関係は大丈夫ですかねということは、この申請者に対して農業委員会は監理課に相談してくださいと。大丈夫なら許可申請書を受け取りますよというふうな説明をうちがするんですね。監理課に相談に行って、監理課は問題、排水については問題ないということをもってうちに申請書を上げてきとるもんやけん、このあふれるという問題は、現地確認の時に、松尾委員さんが、実際、ビニールハウスを持っておらすもんやけん、そこに行って初めて分かったことであって、相談ばしていったときにはもう監理課がオーケーを出していますんで、責任問題といえ、もうこの河川ば管理しとる監理課がオーケーと言うたけん許可が出ましたよということになると思われまので、先ほど内田委員のお話では、責任、もし責任問題が出てきたときには市のほうに責任が来るでしょうねという話をさせてもらったわけです。（発言する者あり）1段、早急に処置ができるとはここぼブロック1段ぐらいつつ水止めば上げるとが一番早かとかじゃなかと、心配要らんとじゃないとという提案もしとってですけど。それもなかなかうんと言わんやつたとは事実やけんですね。こっちはそこまで言うもったですよ。やけん、被害のひどう出るようであれば、1段ぐらいは上げる可能性はあります。

○議長（馬場 保君） 何ですか。

○委員（9番 徳永 玉義君） 別添のですよ、この説明書に、転用をすることによって生じる付近の土地、作物等の被害防除計画として、この右側に、被害が出たら責任を持って解決しろと出ていたの、これは誰が責任を取るとですかね、これ。これはもう申請者でしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） はい、そうですね。

○委員（9番 徳永 玉義君） そうですね。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○委員（9番 徳永 玉義君） そしたら市は関係なかじゃなかですか。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。よかでしょうか。これが隣接農地になりますので、隣接は、53ページの計画図からいけば、左のほうに1枚しかなかですね。（「2枚」と言う者あり）ああ、2枚か。そっちのほうだけの責任になって、あとはもう河川で仕切られとるけん、河川と道路で仕切られとるけん、松尾さんたちのビニールハウスのほうは、（「関係ない」と言う者あり）はい。

○委員（9番 徳永 玉義君） 関係ないちゅうことか。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。はい。（発言する者あり）

○委員（9番 徳永 玉義君） そしたら、どうするの、これ。どげん判断していくとよ。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） はい。もうそれは中部でやってもらうから。審議されたというか。

○委員（1番 松尾 茂敏君） さっきこの会議室に入る前に監理課の人とちょっとあったんですよ。そしたら、もう少し考えさせてくれんですかちや言われていた。（発言する者あり）する方向でしよったばってん、もうちょっと考えさせてくれるちゅう。（発言する者あり）

○委員（4番 池田 兼三君） すいません、よかですか。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 今松尾委員からお話がありましたけど、監理課、結論が出とらんとですよ。これを転用を許可するという形とか出ていますが、今局長は、監理課が責任を持つというお話でしょう。そんなら、監理課の結論がはっきりしてから出してもらって、それから転用を許可するべきなんです。

○議長（馬場 保君） 事務局から何かございますか。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、それでもよかと思うとですけれども、ここが一社が出してきとる案件が。まずは監理課と排水について問題ないですかということで相談をしていっとるですね。それで問題がありませんという答えをもってうちに申請書を出してきて、うちは監理課と問題がないか話をしてきてくださいということは先に言うともんやけん、問題ありませんでした。そしたら、排水については問題ないので申請書を受け取りました。この審議なんですね。

ビニールハウスのほうについては、今まで、多分、被害、災害の報告当たりが、多分、していません。上がとらんとです。それで多分、監理課のほうでも把握ができていない。

考えさせてくれろというのは、もう1つ、ビニールハウスのほうに小さい水路があつとですけれども、そっちんほうもどがんならんかなというとも検討はしよるけん、多分、そういう返事になったしかなとは思とつとですけれども。ここで保留と言われれば、保留でも構いませんとかなどは思いますけど、その旨、一社のほうに伝えんばいけんもんやけんですね。

○議長（馬場 保君） 林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 関係の松尾委員にもおたずねします。実際、今までのところ、大雨ですよね、大雨でハウスが浸かったという声が、ハウスの作業道が見えんぐらい一面に水、今まであつたりとか、どの程度の水害が今まであつた。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 川からのり面、この道路が……。川の前、ちょうど見えんぐらい浸かることもやっぱり。（「あふれて。多分」と言う者あり）ハウスでは、もちろん、道路より低かつたけん、もう腰高ぐらいなつて、ハウスの前、この道路も見えんぐらい、もう道並みになつてということが（「あるんですよ」）という者あり）

この申請地はおそらく水路よりは何十センチか低い。80センチ。それこそ80センチぐらい盛土にして、道のレベルでいう、計画でそういう今説明あつたように。それにしても、恐らく、

そこまでは水はくるということですよ。（「これ、宅地のほうに流れていく」と言う者あり）

○委員（18番 林田 剛君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 監理課、監理課と今言う、監理課は、何でこっちのほうの川もあつとにさ、農業者をというか、何で、そこには何も問いかけが、それは、今まで災害かれこれがなかったにしても、あそこにもこんくらいの何か川のあつてですよ、それをここに住宅を建てるというときに、今までもその被害届のなかったせんということじゃなくて、ここに家を建てればさ、監理課であるならこっちにも説明かれこれいろいろ行くべきじゃなとかかなと思うて、それを一切行かんでおつて、その許可を出すというところに排水関係はですよ、問題ないというような感じで出すというというのがどうも引っかけつうけど、そこら辺がちょっとこっちにはないといえ、そう簡単に問題ないというようなことにはならんやつたと思うとですけど。これは、もし本当に監理課が責任だ、その農業委員会が農地法の関係でいけば、これはまた許可できる案件であつたりな。

ただ、将来的なもんとかいろいろ考えたときに、本当にそういう何か手落ち的な形の監理課の説明で許可は出していいものなのか。これは幾ら何でもちょっと、農地法上はという手もある。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ありますか。池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） いろいろ話がありますけれども、何か結論向いた方向には行かんもんですから、この案件については保留という形だけ取れんですか。

○議長（馬場 保君） 4番、池田委員から保留という形が取れないかという意見が出ましたけども、皆様方はいかがお考えですか。（「結構ですけど」と言う者あり）東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 今局長が説明するように水の問題は監理課にやつて、それがクリアして、農業委員会事務局がこの処理を受け付けて、農業委員会の総会にかけるといふ段取りを組んできとるわけですたいね。それが、申請者がこういう段取りをしてここまで来るのに何で保留かと言われたときにどういう返答をするのかですよ。そこら辺の結論も出しとかなと、ただここでこうじゃこうじゃと言つて、責任問題がどうじゃと言つたつて、それはクリアしてきとるじゃないかと申請者が言われたときに事務局としてどういう返事をするかですよ。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは……。 （「ちょっとよかですか」と言う者あり）

○委員（4番 池田 兼三君） 今、松尾委員からのお話では、先ほどそこで監理課と話をしたら、結論がもうちょっと待ってくれるという話を聞いたということでしょう。それで、私は今、その話を。それも監理課がかかってきて、それで行くならば、私はもう今日はこれで転用はオーケーにしてもよかと思うんですけど。先ほどちょっと松尾委員の話を聞いたもんですから、そののところでちょっと。局長のほうかもう説明の中ではもう監理課のほうか責任取りますよと、いうことであれば結論を出し

てもよかと思うんですよ。

○委員（1番 松尾 茂敏君） よかですか。

○議長（馬場 保君） 松尾委員。

○委員（1番 松尾 茂敏君） もう監理課のほうに今から来てもらえよばようなかですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 昔、川、河川工事をさせて、コンクリにしてくれと言うと、市のほうが石ば置いてしもうたんです。そうしたと、そういうのが詰まって内に急に水位が増高したんじゃないだろう。そして、ようやく、今度、また、ここはコンクリに、石がこっち全然なくなって、深さが3メートルぐらいの川が5メートルぐらいになってしもうて、ようやくコンクリを打つごとになったんだけど。そういう状態で、大抵、けんかしたとやけど。ようやく今年、工事に、来年か、来年工事に入ると言いよる。そういう状況やけん、やはり、根本ばやっぱりピシャつとしとかんにや駄目かなあと思うんよ。（「よくあること」と言う者あり）（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、よかでしょうか。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局長（増富 浩彦君） いろんな意見が出たんですけど、今、東委員さんが言うてくれらしたごと、うちとしては、許可を出したほうがいいのかないかなというところが本音ではあります。

あと、監理課のほうとの話ですけれども、中部調査会とお話をさせてもらって、ここがどっちみち造成、ここ先にやると思うんですね。結構、期間がかかるかなとは思いつつですけれども、その造成が終わるぐらいまでには監理課のほうも決着を、どがんするかという話をまとめてもらうように話したいとは思ってはいます。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 分かりました。今局長から説明がありましたけれども、そういう方向でよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございます。先へ進めます。

続きまして、西部調査会、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、35番から37番です。

申請番号35番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、千々石支所からおおむね500メートル以内の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号36番は、神社駐車場への転用申請です。申請地は、令和4年9月2日付農振除外済みで、千々石支所から500メートル以内の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号37番は、自動車販売展示場用地への転用申請です。申請地は、令和4年5月6日と9月2日付農振除外済み、段差があるため、10ヘクタール未満の農地の区域内となり、第2種農地と判断しました。

申請番号35番から37番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませ

んでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、35番から37番について、ご質疑がありましたらお願いします。

よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第31号、申請番号31番から37番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第56号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第56号の朗読〕

議案書12ページ、整理番号1番から、議案書27ページ、整理番号28番までです。整理番号1番から9番については貸借に係る案件、整理番号10番から13番については所有権移転に係る案件、整理番号14番から28番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第56号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から9番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号10番から13番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないよう……。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これ16番ですけど、1反2畝で使用貸借って。

○議長（馬場 保君） 16番、説明できますか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。お調べして、休憩後に報告いたします。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号14番から28番について、ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 27番です。それが調査会で出ていたんですけど、何か自分のとは荒して、人から荒れてるのを開いて、市と国の補助をもらおうという調査会で話を聞いたんですけど、どがんかなと。（発言する者あり）そっちのほうを推進委員が言うたんやけど。（発言する者あり）いや、荒らしてしまっただけというのは。（発言する者あり）

○委員（5番 山崎 正典君） すいません、これも聞いた話ですけど、自分のは確かにかかりが悪くて、ほとんどがそこに比べたらかかりが良かといって、（発言する者あり）しようというけど、（「どこから聞いた」と言う者あり）その目的は補助じゃないかなというんで。（「僕ね、近所の推進委員から聞いた」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局、その辺どういうふうには。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） すいません。それも今、初めて聞いた。（発言する者あり）ああ、そうですね。（発言する者あり）

○委員（18番 林田 剛君） 推進委員の対応の仕方というでも。そういう相談があります。（発言する者あり）

○委員（5番 山崎 正典君） 本人に作れと言うたらしかけども、やっぱり自分のはちょっとかかりが悪かし。（発言する者あり）

○委員（18番 林田 剛君） その中で出てきた話で、ちょっと補助金を受けるために農業委員に計らって荒地と判定してもらおう（発言する者あり）言うのがちょっと問題であろうかなと。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 栄木さん。

○委員（11番 栄木 正孝君） もともと、そこには種芋をつくっていたんですよ。森崎さんが。去年、去年の初めやったんかいな。ソウカ病が出てもう出せなくなったからもうそこやめると、森崎さんが。（発言する者あり）

そしたら、上のほうは1枚は自分がつくっているんですけど。幅はなくて、すいませんですね。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局の責任でもって片づけさせて。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。すいません。こちらのほうで調査をして、片づけるようにします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 今後は、ご指導のほう、事務局もよろしくお願ひします。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

本案件につきましては、栄木委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退出をお願いします。

〔11番 栄木委員 退室〕

○議長（馬場 保君） お諮りします。議案第56号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、栄木委員の入室を求めます。

〔11番 栄木委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第6、議案第57号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書28ページを御覧ください。

〔議案第57号の朗読〕

議案書29ページ、申請番号1番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第57号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第57号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、特に異議なしと回答す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、議案第58号、土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書30ページを御覧ください。

〔議案第58号の朗読〕

議案書31ページが追加の3条資格者名簿となっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明します。

本案件は、宮田地区土地改良事業の計画変更に伴い、事業同意者が土地改良法3条に規定する資格を有する者である証明を行うもので、令和3年11月5日の総会において承認されています。今回、同意者の追加があり、土地改良法第3条第1項第1号及び2号に該当すると東部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件について、ご質疑がありましたら、お願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 下限面積のなくなるやろう。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局、何かございませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。これ今日上がるとは、この3条資格者というのは、土地改良に参加する、（「いやいや」と言う者あり）3条資格者なんですよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 土地改良を、（「はい」と言う者あり）農業委員会の許可を受けなくてもできるわけじゃなかかなと思って。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、できんですね。（「できん」と言う者あり）土地改良に参加する、基本が所有者か耕作者なんですよ。この3条資格、土地改良に参加できる3条資格というのは。この場合が、この人たちは未相続農地で、いっぱいおらすとですね、相続権者が。その相続権者の中で、代表人にしますよちゅうとが土地改良区に報告した上でうちに3条資格、この人が3条資格ありますから、この土地改良区に参加しますという、参加できますかという、代わりになりますかというとの審査ばしてくださいと上がってきとるとです。

森崎さんが言いよらすとは、農地法の3条の資格があるかどうかは、どがん変わるか分かりません。それは、多分、もうなくなるとは思いますけど。（「よろしいですか」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） それに関連した、ちょっとお尋ねですけれども、例えば、競売物件があつて、あれは5反以上所有をせんと、結果、適格証明がもらえんやったらうけんてね。そうした場合に、ここで撤回をされれば、そういうものにも参加はできるという形になるのですかいね。

○事務局長（増富 浩彦君） 東さん、下限面積の撤廃ということだけであつて、ほかの要件は残るとです。ね。（発言する者あり）ほかの要件までは撤廃じゃないので、ほかの要件で、今は、その撤廃だけうたわれるんですけど、だから、ほかの要件で農業委員さんたちがこういう総会の中で審査ばして、適格、その3条で農地ば求めるとが適任かどうかちゅうと、そこを見てくださいというふうに改正がなりよる。途中です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第58号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり申請することを決定しました。

次に、日程第8、報告第10号、非農地周知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書32ページを御覧ください。

〔報告第10号の朗読〕

議案書33ページを御覧ください。

受付番号1番から2番です。本案件は、所有者より申出があり、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第10号についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第10号を終わります。

次に、日程第9、報告第11号、非農地判断の取消について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書34ページを御覧ください。

〔報告第11号の朗読〕

議案書35ページを御覧ください。

整理番号1番です。こちらについては、平成31年度、令和2年度、3年度の農地パトロールの結果、B分類と判断して、非農地通知を発出していましたが、実は、ずっと耕作者を探していました。やっと買い手が見つかり、話がまとまりかけたところで、その買い手が購入を取りやめられたため、間に入っていた委員が責任を取る形で購入することになりましたので、非農地判断を取り消したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第11号についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これを持ちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。休憩後に農政推進に係る協議を行います。

午後3時37分休憩

.....

午後3時50分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。お手元の資料を確認します。

資料の1と2をご準備ください。

農林課から、農振除外の意見聴取が来ておりますので、今から資料1を読んでいきますので、資料1のほうを御覧ください。

〔資料1の朗読〕

市役所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断されると思います。

以上で、こういうふうに回答したいと思いますが、何かありましたらよろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見・質問などありました

ら、挙手の上発言をお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 瑞穂の案件が1から3までありますけれども、この前、瑞穂の小委員会があって、3件とも全く異議はないということで小委員会では決まりましたので、そういうことです。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 4番の吾妻のほうも、この前小委員会がありまして、本当すぐそこなんですけれども、特に500平米を超える面積になるんですけれども、三角の部分だけが少し残るような形でしたので、もうちょっと例外的に認めようということで承認されました。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに報告したいこと等ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かありませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） 毎年恒例の意見書の件で、ちょっと農業委員さんたちにお尋ねです。

令和3年度も、意見書を提出をしております。令和4年度についても、一応もう時期が時期だけに、今年度は予算を取る前に、農林課とか関係部局が予算を取る前に、意見書としてなるべく早く提出をしたいと進めて行きたいと考えております。

去年同様に、今年度は小浜町の認定農業者、昨年度が南串の認定農業者、その前が国見町の認定農業者にアンケートを一応取って、アンケートが返ってきて集計が終わったところです。

去年と一緒に、そのアンケートを基に意見書の内容を考えて、来月の総会までにちょっと案として提出をしたいと思っております。来月ちょっと間に合わんやったら12月になるかもしれませんが、それまでに農業委員さん、各個人さんがこういうことを農林課とか別の部でもよかですけど、何かこう意見として言いたいということがあれば、事務局の方まで少しお話を聞かせてもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

案をもう事務局のほうで作ってよかかどがなか、ちょっと今日意見を出してもらえればと思います。意見を案として作らせてもらってよかでしょうかね。

○議長（馬場 保君） ただいま説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。誰かご意見ありますか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 今、局長からあったように、県外、市外から新規就農者がぽつぽつと雲仙市に入ってくるわけですね。そういった中で、新規就農の人たちに聞けば、なんで雲仙市に来たのかという話を聞けば、一番条件的にほかの市町村を見たときに、雲仙市のほうが条件がよさそうだ

ったという形で来ましたというふうにはですかね。だから、そういうふうな優遇措置というのは、どういう形で優遇措置を今かけとるのか、その優遇の、例えば県外から新規就農で雲仙市に就農するという形になったときに、優遇措置というのは何かある訳ですか。

○事務局長（増富 浩彦君） すみません。私が、その新規就農の何かこう、東京とか大阪まで行って、そういう説明ばしよる、毎年やっとするみたいなんですけど、農業委員会は相手にされとらんとですね。それが、実際相談があって、ある程度決まってしまうってから、新規就農でどうのこうのという相談に来るとが実情なんです。そこら辺は、ちゃんと伝えてます。最初から、もう話のあったときから教えてくれろって。もう、瑞穂の東部の委員さんたちには相当迷惑かけとっとですけど、急にハウス付きでどうのこうのと言われて、すぐには見つけきらんということも伝えておりますので、そこら辺はちょっと改善はしていこうかなとは思っております。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） よろしいですか。

これは苦情なんですけど、新規就農者が来たのはよかとけど、ブドウば植えとっとけど、ブドウじゃなくてカズラになって、周りの畑が困る。畑にカズラばかり。

○事務局長（増富 浩彦君） ワイナリーですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ワイナリー。とにかく、一番最初で20キロかいくらか。これで、商売になるとかなと思って。

○事務局長（増富 浩彦君） まあそこら辺は、ちょっと言っときます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そこが見えんとかやけんか分からんのですけど。

○委員（7番 草野 英治君） その件に関しては、私も毎月その近くに仕事で行くけん見よっとですけど、毎回きれいにしたことはない。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かありませんか。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 先ほど、今年の米の値段あたりを話をしとったときの、今年の米は30キロ、一体どのくらいというふうに聞いておりますか。（発言する者あり）（「ホノカ、ヒノヒカリは5,400円、30キロ。くず米に関しては、40円基準。恐らく見た目の判断でしょうけど、それで50円になるか、30円になるかです、くず米はですね」と言う者あり）（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後4時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月 6日

議 長

署名委員

署名委員